

まちづくりに参画するために

責務も**権利**もあります**責 務****権 利****市 民**

1 自らの発言と行動に責任を持ちます

2 安全で安心して暮らせるまちのためのまちづくり行動に努めます

3 自ら情報を得て、積極的な参画に努めます

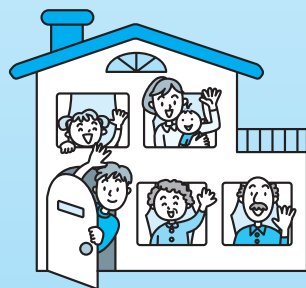
4 市民生活、自然環境や生活環境への影響に配慮し、地域社会との調和に努めます

1 まちづくりに取り組む参画と協働の権利があります

2 必要な情報について知る権利と情報の公開を求める権利があります

3 まちづくりについて自ら提案する権利があります

4 子どもや青少年にも参画と協働の権利があります



《 詳しい条文は次のとおりです 》

(市民の責務)

- 第5条 市民は、自治の主体者であることを自覚し、参画及び協働に当たっては、自らの発言及び行動に責任を持ちます。
- 2 市民は、身近なまちづくりへの取組が、安全で安心して暮らせるまちの実現につながるものであることを認識して、行動するよう努めます。
- 3 市民は、自治に関心を持ち、自ら情報を得て、市の目指す方向性及び理念を理解し、積極的な参画に努めます。
- 4 本市で事業を営み、又は活動しようとする市民は、市民生活、自然環境及び生活環境への影響に配慮し、地域社会との調和に努めます。

(市民の権利)

- 第6条 市民は、まちづくりに取り組む自治の主体者として、参画及び協働の権利を有します。
- 2 市民は、参画のために必要な情報について知る権利を有し、市議会及び市の執行機関に対し、情報の公開を求める権利を有します。
- 3 市民は、まちづくりに関して、自らの意見を表明し、又は提案する権利を有します。

(子ども及び青少年の権利)

- 第7条 子ども及び青少年は、個人として尊重され、参画及び協働の権利を有します。

合志市自治基本条例の全体は、庁舎の情報コーナーや市ホームページで見ることができます。

問い合わせ先 企画財政課 政策企画班(合志庁舎) ☎248-1813

「市民が主役、みんなで進めるまちづくりのルール」

合志市自治基本条例

学習シリーズ NO.2

前回の広報5月号では、条例での『定義』と『自治の基本理念』についてお知らせしました。

今回は、『**市民の責務と権利**』について考えてみましょう。

【合志市自治基本条例の内容】

前 文

第1章 総則

第2章 市民の責務及び権利

第3章 市議会の役割及び責務

第4章 市の執行機関の責務

第5章 市政の運営

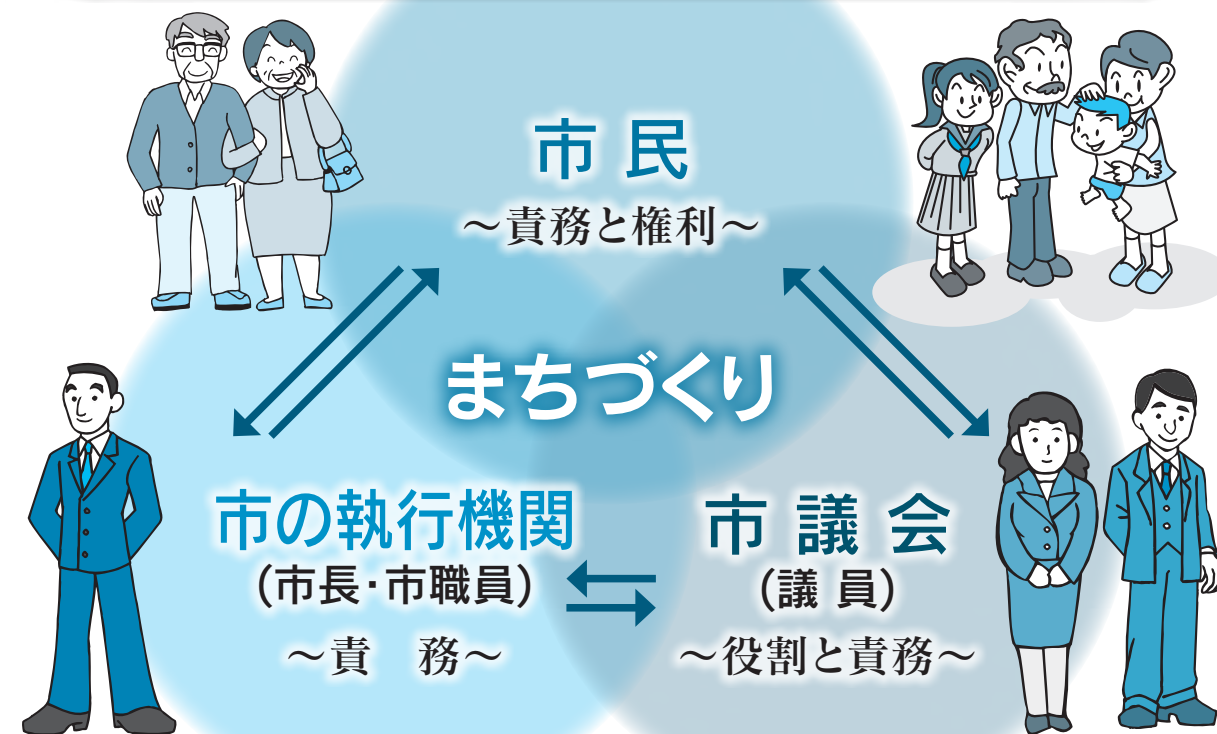
第6章 参画及び協働によるまちづくり

第7章 国及び他の地方公共団体等との連携

第5条 市民の責務
第6条 市民の権利
第7条 子ども及び青少年の権利



第2章では『**市民の責務と権利**』、第3章では『**市議会の役割と責務**』、第4章では『**市の執行機関(市長及び市職員)の責務**』を定め、それぞれの役割と責務を果たしながら、まちづくりへの取り組みを進めようとするものです。



市民も、市議会も、市長および市職員も、みんなで進めるまちづくり